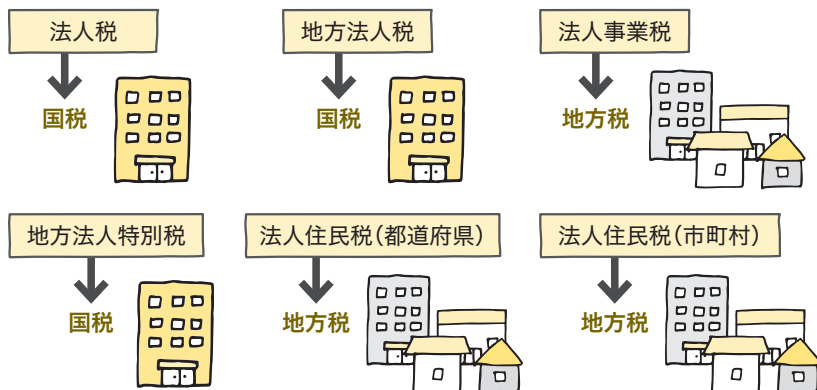


# 会社にかかる税金を 見てみよう

会社に直接課せられる税金は、「法人税」「地方法人税」「法人事業税」「地方法人特別税」「法人住民税(都道府県)」「法人住民税(市町村)」の6つです。

## 会社に直接課せられる税金

会社には、さまざまな税金が課せられます。法人税だけでなく、消費税や源泉徴収税も会社が払わなければなりません。ですが、消費税や源泉徴収税は、会社に間接的に課せられているものであり、建前の上では会社が負担しているわけではありません。直接的に課せられている税金は次の6つです。



以下では、法人住民税(都道府県)は「法人都道府県民税」、法人住民税(市町村)は「法人市町村民税」と表記することになります。

## 利益がなくても最低7万円は税金がかかる

15ページの表を見てください。もっとも小さい規模の会社(利益が400万円以下の会社)であっても、「合計」の行を見てもらうと、**利益に対して税金が20%以上かかってくる**ことがわかります。